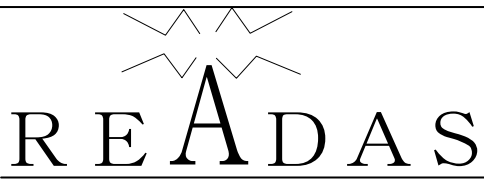


第 5873 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ グループ法人税制

**Q**：100%子会社を作って、そこと取引をすると税務上、特別な取扱いがされるとか。どのように取り扱われるのですか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

お尋ねの取扱いをグループ法人税制といい、100%の資本関係のある会社間で資産の移転があったときは、移転時には課税を生じさせないとする制度です。

主な取引には、次のものがあります。

- ①資産の譲渡損益  
一定の資産の譲渡について譲渡損益が繰り延べられる
- ②寄附金  
寄附金は全額損金不算入となる
- ③受贈益  
受贈益は全額益金不算入となる
- ④受取配当  
親法人において全額益金不算入となる
- ⑤現物分配  
子会社において譲渡損益を認識しない
- ⑥子会社の自己株式の取得  
株主法人において子会社株式譲渡損益を認識しない
- ⑦子会社の清算  
株主法人において、子会社株式消滅損益を認識しない。また、一定の要件の下、株主法人が子会社の繰越欠損金を引き継ぐ

